

令和7年6月16日

県旅券事務所に係る開庁日の変更について

産業労働部
国際局国際課

1 変更の概要

旅券法施行令改正（令和7年3月24日施行）による電子申請の本格化（旅券切替から、旅券切替及び新規旅券に対象拡大）や旅券の集中作成化（各都道府県での作成から、国立印刷局での全国分集中作成に方式変更）に対応しつつ、県民利便性の維持・向上を図るため、開庁日を見直す（変更日は、令和7年10月1日とする）。

2 変更後の開庁日等

【開庁日イメージ図】

	概 要	開庁日						
		月	火	水	木	金	土	日
現 行 (変更前)	月・火閉庁（木：延長交付）※平日閉庁は本県のみ	×	×	○	◎	○	○	○
変更後	土曜のみ閉庁 （日：交付のみ対応 木・日：延長交付）	○	○	○	◎ 延長交付	○	×	⚠ 交付のみ +延長交付

(1) 平日

旅券集中作成に対応して、
平日は全日開庁する。

(2) 土曜

旅券発給に必要な各省庁の
電子システムに係るメンテナンス日が多く設定されるため、土曜は閉庁する。

(3) 日曜

旅券発給申請については代理人または電子による実施が可能だが、旅券交付については申請者本人の来庁が必要なため、日曜は引き続き開庁する（ただし交付のみ実施）。さらに開庁時間を延長する（閉庁時間を16時30分から18時30分に変更）。なお、日曜の延長交付は都道府県レベルで全国初となる。

3 変更する理由

(1) 電子申請の本格化

ア 顕在化した課題

- (ア) 電子申請本格化により、電子申請割合が想定より大幅に増加（R6.4：5%→R7.4：42%）するとともに、旅券発給に必要な各省庁のシステムのメンテナンス日が従前より増加した。
- (イ) メンテナンス日が特に土曜に多く設定され、当該日には、大幅に増加した電子申請の業務を処理できない。

イ 課題への対応

- (ア) 混乱を避けるため、メンテナンス頻度が高い土曜日を閉庁する。
- (イ) 交付には本人の来庁が必要であるため、メンテナンス頻度が低い日曜を対応時間延長の上開庁し、交付事務を行う。なお、日曜にメンテナンスが発生する場合、県ホームページや事務所窓口で事前に周知する。

【旅券発給に必要な各省庁のシステムとメンテナンスの頻度、曜日】

区 分	紙申請＋電子申請		電子申請のみ	
	旅券発給システム	住 基 ネット	マイナポータル	戸籍連携システム
所 管 省 庁	外務省	総務省	デジタル庁	法務省
主 な 役 割	過去旅券の発給照会 申請書類の審査・補正 受理票印刷等	申請者の住所確認	電子申請処理全て	電子申請の受理・審査に必要な データの連携(戸籍電子証明書)
メ ン テ ナ ンス 頻 度 ・ 曜 日	頻度：平均月 1 回 曜日：主に土曜	頻度：月 2 回 曜日：第 3 土日曜	頻度：随時（年30回程度） 曜日：主に土日曜	頻度：月2～3回 曜日：原則第1・3土日曜

(2) 旅券の集中作成開始

ア 顕在化した課題

偽変造対策を強化した旅券作成のため、旅券作成場所が各都道府県から全国2か所の国立印刷局に集約されたところ、当該印刷局工場は土・日曜に稼働しない（土・日曜発送なし）ため、現行の土・日曜開庁、月・火曜閉庁では 旅券交付までの所要日数が他都道府県より増加している（最長4暦日増）。

【旅券交付までの所要日数に係る他都道府県との比較】

自治体	交付までに要する日数
本 県	最長で18暦日（12営業日）
他 都 道 府 県	最長で14暦日（10営業日）

イ 課題への対応

旅券交付までの所要日数を他都道府県並み（最長で14暦日）に合わせるため、月・火曜を開庁する。